

# 東山会基金運用規程

1997年 2月 7日制定

2000年 2月 10日改正

2003年 10月 10日改正

2004年 1月 10日改正

## 第1章 総則

第1条 東山会規則第27条で定める東山会基金の運用については、この規程の定めるところによる。

## 第2章 事業

第2条 東山会基金により、下記の事業を行う。

- (1) 東山賞贈賞事業。
- (2) 功労者への顕彰事業、及び報恩事業。
- (3) その他、理事会で必要と認めた事業。

## 第3章 会計

第3条 東山会基金の会計予算及び決算は、理事会の承認を得るものとする。

第4条 東山会基金の会計予算及び決算は、総会における会計報告の中で東山会基金会計として報告する。

## 第4章 規程変更

第5条 本規程の変更には理事会構成員の過半数の同意を必要とする。

## 附則

1. この規定の改正は、2004年1月10日から施行する。
2. 東山会基金に寄付があった場合には、別途その記録を残す。